

(3) 協議事項

(イ)「派遣者年齢についてのガイドライン」の修正案について

(1)はじめに

前回の NGO 外務省連携推進委員会において、日本 NGO 支援無償資金協力事業における「派遣者年齢についてのガイドライン」は、同スキームにおける高齢者の活動をディスカレッジするものではない点が確認された。これに基づき、外務省が同ガイドラインを修正されたことをまずもって高く評価したい。

NGO としては、高齢者を含む全ての人々の社会参加（ノーマリゼーション）および ODA 大綱にある国民参加型国際協力の観点から、外務省の修正を尊重しつつ、以下の点をさらに修正していただくよう要望する。

(2)修正のポイント

- ・ このガイドラインはいわゆる「年齢制限ではない」旨をはっきりと明示する。
- ・ 豊かな知識、技能、経験を持つ高齢者が健康上の問題なく活躍することは国民参加型国際協力の理念にもかなっていることを明示する。

(3)具体的修正点

- ① 外務省ホームページの日本 NGO 支援無償資金協力事業(実施要領)では「別紙 3-5 派遣者の年齢制限」となっているので、これを「高齢者の海外派遣について」に改める。同様に、関係する文書等を全て「高齢者の海外派遣について」に統一する。
- ② 以下、(実施要領)の「高齢者の海外派遣について」に基づき、修正案を示す。時間の関係等で今回の連携推進委員会で合意が出来ない場合は、別途実務レベルでワーキングチームをつくって詳細を協議する。

「高齢者の海外派遣について」

日本 NGO 支援無償資金協力事業で、高齢者を海外に派遣する場合には、以下に注意願います。ただし、これはいわゆる「年齢制限」ではありません。

1. 一般に海外で活動しようとする NGO は、海外で活躍する NGO 関係者の健康状態には十分注意を払われ、活動予定期間中、想定通りの活動ができる態勢を整えているものと思います。また、わが国の国際協力は国民参加を旨としており、高齢者を含めて様々な方々が国際協力を携わっていただくことは大変望ましいことであると考えます。人材の派遣については事前に十分検討され、事業実施には健康面で懸念の無い関係者を派遣いただく必要があります。
2. 年齢にかかわらず事業に不可欠な専門知識を有する方の派遣は重要ですが、高齢化社会の進展にともない、健康で豊かな知識、技能、経験を持っている高齢者を派遣したいとする NGO のニーズも増えています。この場合、支援活動場所の衛生状態や医療環境が悪い場合が多いことに鑑み、高齢の方々が当該地域において安全に活躍していただけるよう、長期間滞在できるのか、必要な活動ができる健康状態にあるのか、何か不測の事態が生じた時如何に対応するか(急病時の現地対応や重病時における日本への緊急移送の保険契約を付す等)などを、派遣 NGO は事前に十分に検討いただく必要があります。

3. 日本 NGO 支援無償資金協力事業では、事業要請にあたり、同スキームで高齢者を派遣しようとする NGO には、上記 2. の NGO の考え方、措置等を具体的に説明するよう求めています。ただし、これは国民参加型の国際協力の観点に立って、高齢者の方が安全に活躍できるようにするための措置であり、一定年齢以上の方の派遣を排除する「年齢制限」ではありません。

(1) 専門家として派遣する場合

本邦出発日に満 65 歳以上となる専門家については、①職務に必要な専門技能能力が優れ、もしくは当該分野の業務遂行上適任であり、②派遣される期間を通じ、派遣される者の健康に問題無いと派遣 NGO が認める場合については、以下を提出して下さい。

(イ) 海外の業務に支障ない旨の医師の健康診断書/証明書 (6 ヶ月以内、様式任意)

(ロ) 別紙のフォーム (PDF 形式・Word 形式)

(2) NGO の現地本部職員として派遣する場合

本邦出発日に満 69 歳以上となる職員については、①実施団体として当該職員を派遣する必要があり、②派遣される期間を通じ、派遣される者の健康に問題無いと派遣 NGO が認める場合は、上記 (1) の (イ)、(ロ) を提出して下さい。

(注：上記 65 歳、69 歳の区切りは、JICA の専門家、シニア・ボランティアについての基準をとりあえず使用していますが、これらの年齢を超えていても派遣 NGO が健康上問題がなく事業遂行に必要であると認める場合は派遣が可能となります。)

4. なお、高齢者を派遣する NGO は、派遣される方の健康状態に十分留意し、現地の在外公館と連絡を密とし、派遣する高齢者の方の万一の事態に備え、日頃より十分な支援態勢を備えておくようにして下さい。

以上